

## 受給中の求職活動について

住居確保給付金受給中は、常用就職に向けた次の求職活動を行っていただきます。

### 【初回・延長・再延長中（1～9ヵ月目）の受給者の求職活動要件】

#### 離職又は自営業の廃業による申請の場合

- ①申請時の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活・就労相談窓口での面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

#### 休業等に伴う収入減少による申請の場合

- ①月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について生活・就労相談窓口へ報告
- ③申請・延長・再延長決定時に、生活・就労相談窓口における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する

### 【再々延長中（10～12ヵ月目）の受給者の求職活動要件】

#### 全ての受給者

- ①ハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活・就労相談窓口での面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施